

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年葉山町条例第8号) の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和7年12月1日提出

葉山町長 山梨崇仁

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴
い、所要の改正を行う必要があるため提案するものです。

葉山町条例第 8 号

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び 臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の改正を行うこととした。
- (2) 国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたことから、所要の改正を行うこととした。
- (3) 乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる」ととされたことから、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断	<p>○葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日条例第8号 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断				

改正後	改正前
(職員) 第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町が行う研修（町が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 (略) 附 則 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（_____第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。	(職員) 第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町が行う研修（町が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（_____国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 (略) 附 則 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。